

尼南保第 2602 号
尼北保第 3892 号
令和8年 3 月 19 日

介護老人保健施設
施設長 各位

尼崎市南部保健福祉センター所長
尼崎市北部保健福祉センター所長

介護老人保健施設入所者の他科受診について(通知)

平素は生活保護行政にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

介護老人保健施設入所者の他科受診について、改めて周知させていただきますので、介護老人保健施設各位におかれましては、次の点に留意いただき、適正な取扱いに努めていただきますようよろしくお願いいたします。

1 介護老人保健施設入所中の医療機関への受診について

介護老人保健施設(以下「老健」という。)では、入所者(短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護の利用者も含む。)に提供するサービスに医療も含まれており、常勤医師や看護師等の配置が義務づけられていることから、入所者に必要な日常的な医療については老健の医師やスタッフが担当することとされております。また、入所者の病状からみて当該老健において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければなりません。

2 病院等へ情報提供の徹底について

老健が、入所者の診療のために往診を求めたり、医療機関へ通院させる場合は、老健の医師と医療機関の医師とが協力して入所者の診療にあたるべきものとされており、相互の情報提供が十分になされることが必要です。

老健が、入所者の診療のために医療機関へ通院させる場合は、医療機関に対して、入所者の診療状況に関する情報の提供を行うよう、お願いいたします。

なお、情報提供時の書式については、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院(対診)について」(平成 12 年 3 月 31 日老企第 59 号厚生労働省保健福祉局課長通知、平成 20 年 8 月 4 日老老発第 0804001 号で一部改正、平成 21 年 3 月 13 日老老発第 0313004 号で一部改正、令和 6 年 5 月 31 日老老発 0531 第 1 号で一部改正)で示されています。

3 医療機関における診療報酬の算定について

医療機関が入所者に対して行う診療については、診療報酬の算定上の制約が設けられており、

他科受診の際に医療機関で算定できる項目・できない項目が示されています。他科受診を行う場合には算定不可診療料の取り扱いについて、医療機関と十分に調整を行うようお願いいたします。

なお、次頁に、令和 6 年保医発 0305 第 4 号の別添1で示されている「算定できる項目・できない項目」を示していますので、ご参照ください。

4 入所者の入院について

入所者が医療機関に入院しており、老健側で入所扱いとなっている場合には、併設の医療機関、併設以外の医療機関に関わらず、入院料等について算定することはできませんので、その取り扱いについては、入院先の医療機関と調整をお願いいたします。

5 処方せんの取り扱いについて

入所者を診療した医療機関の医師は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、薬局での調剤又は治療材料の支給を目的とする処方箋を交付してはいけないことになっています。

入所者が他科受診を行う際には、その旨入所者及び医療機関への同行者に対して、薬局で調剤を受けないよう案内をお願いします。

6 その他

本市ホームページの「医療扶助・介護扶助の適正化」のページ(ページ番号 1004329)に、過去に送付しました通知等を掲載しております。

「医療扶助・介護扶助の適正化」のページ

トップページ > くらし・手続き >

生活支援 > 生活保護 > 生活保護の適正化 >

医療扶助・介護扶助の適正化

【担当】

〒660-0876

兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル 5 階

尼崎市南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課 泉・岸本

TEL: 06-6415-6094 FAX:06-6430-6801

Mail:ama-hogo-minami@city.amagasaki.hyogo.jp

以上

出典:令和6年度診療報酬改定について(通知)令和 6 年 保医発 0305 第 4 号の別添1「医科診療報酬点数表に関する事項」の第3章「介護老人保健施設入所者に係る診療料」

(別紙)

(算定できるものについては「○」、算定できないものについては「×」)

項 目	小 項 目	併 設 保 険 医 療 機 関	そ の 他
基本診療料	初診料	×	○
	再診料	×	○
	外来診療料	×	○
特掲診療料			
医学管理等	がん性疼痛緩和指導管理料	○	○
	外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る）	○	○
	外来放射線照射診療料	○	○
	退院時共同指導料 1	×	○
	診療情報提供料(Ⅰ)（注 4 及び注 17 に限る。）	×	○
	診療情報提供料(Ⅱ)	×	○
	その他のもの	×	×
在宅医療	往診料	×	○
	在宅補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	○	○
	その他のもの	×	×
検査	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
画像診断		○	○
投薬	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
	その他のもの	×	×
注射	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
	その他のもの	×	×
リハビリテーション	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
精神科専門療法		×	×
処置	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
手術	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
麻酔	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
放射線治療		○	○
病理診断		○	○
その他	（外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）（いずれも初診時及び再診時に限る。）	×	○
	その他のもの	×	×

(注) 厚生労働大臣が定めるものは、「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第十六及び別表第十二に規定されているものである。